

# 試験における不正行為 の禁止について

試験における不正行為は、試験評価の正確性や公平性を失わせる行為であり、厳に禁止します。

万一、不正行為があり、富山県立大学学生懲戒規程第3条に定める懲戒処分を受けた場合は、原則として当該学期の履修の承認を得た授業科目の単位を認定しません。

令和7年4月1日

富山県立大学長 小笠原 司

## 不正行為の例～試験～

- 持ち込み許可を受けない書籍、ノート等を利用すること
- あらかじめ書き込んだ紙片や筆記用具等を指示に反して持ち込むこと
- 机等に書き記すこと及び落書き等を利用すること
- 答案用紙を交換・すり替え・隠匿すること
- 他の学生になりすます意図で答案用紙に自分以外の名前を記入すること
- 他人の答案をのぞき見たり、自分の答案を他人に見せたりすること
- 試験中に会話すること
- 監督者の許可を得ず、座席を離れること
- 監督者の許可を得ず、携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等の電子機器類を使用すること
- その他、試験監督者等が不正行為と認める行為

上記のほか、試験監督者の指示に反する行為は不正行為とみなされる場合があるので、注意すること。